

三重グッドデザイン（工芸品等）ロゴマーク取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、三重グッドデザイン（工芸品等）選定品（以下「選定品」という。）について、消費者に対し、より効果的な啓蒙普及を図り、併せて商品の普及と需要拡大を促進することを目的に、三重グッドデザイン（工芸品等）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱において必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 選定品の啓蒙に使用するロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

2 ロゴマークの規格については、大きさは自由とするが、縦横比は一定で、変形は拡大および縮小のみとし、縮小の場合は「三重グッドデザイン」の文字が判読可能なものとする。

（ロゴマークの使用）

第3条 ロゴマークは、第1条に規定する目的のために使用するものとし、適正に使用しなければならない。

（ロゴマークの使用者）

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）選定品を生産、製造または販売する中小企業者等（以下「選定事業者」という。）
- （2）国又は地方公共団体
- （3）報道機関（報道目的で使用する場合に限る。）
- （4）その他、伝統産業や地場産業等の振興に資する事業を行う者

（ロゴマークの使用届出）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、その使用目的等を様式第1により三重県に届け出なければならない。

ただし、第4条第2項及び第3項に規定する者はこの限りではない。

2 前項の規定による届出をした者は、ロゴマーク使用ののちに、使用実績のわかる資料（印刷物、ホームページのURLなど）を提出しなければならない。なお、前項ただし書きにより届出を省略した者に対しても、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

（苦情等の処理）

第6条 ロゴマークを貼付した選定品に対して消費者等からの苦情があった場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

（ロゴマーク使用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に定める事項について遵守することとする。

- （1）定められた色、形式などを正しく使用すること
- （2）第1条に規定する目的に反した使用はしないこと
- （3）三重県の事業を推進するうえで支障があると認められる使用はしないこと

（その他）

第8条 三重県は、ロゴマークを使用する者が不適切な使用を行う恐れがあると認めた場合、また、不適切な使用を行ったと認められる場合は、当該ロゴマークの使用者に対して使用の禁止または使用の中止を求めることができる。

（附則）

この要領は、平成27年3月2日から適用する。